Q435．労働審判の答弁書には「答弁を基礎付ける具体的な事実」（労働審判規則 16 条 1 項 3 号）の記載が求められていますが，この項目には具体的に何を書けばいいのですか。

労働審判の答弁書の「答弁を基礎付ける具体的な事実」（労働審判規則 16 条 1 項 3 号）の項目には，解雇，弁済等の抗弁事実を記載することになります（『労働事件審理ノート』）。

弁護士法人四谷麹町法律事務所
代表弁護士　藤田　進太郎